

平成 30 年 2 月 15 日

各保険医療機関（薬局）開設者 様

東北厚生局長
(公印省略)

平成 30 年度 診療（調剤）報酬改定時集団指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 30 年 4 月より診療（調剤）報酬の改定が予定されていることに伴い、健康保険法第 73 条（船員保険法第 59 条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第 41 条及び高齢者の医療の確保に関する法律第 66 条の規定により、下記のとおり東北厚生局と各県による診療（調剤）報酬改定時集団指導を実施いたしますので、出席されるよう通知します。

記

1 目的

今回の診療（調剤）報酬改定に係る内容を理解していただき、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 実施日時・会場

別添「実施日時及び会場」をご覧ください。

3 出席者

開設者、管理者、保険医（保険薬剤師）、請求担当者等

（開設者、管理者、保険医〔保険薬剤師〕の方が出席できない場合は請求担当者等のみの出席でもやむを得ないものとします。）

なお、当日は同封の「平成 30 年度 診療（調剤）報酬改定時集団指導 受付票」を記載の上、会場の受付に提出いただきますようお願いいたします。

4 平成 30 年度 診療（調剤）報酬改定の概要等について

診療（調剤）報酬改定にかかる経緯、概要及び省令・告示・事務連絡等につきましては、3 月中旬に厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載される予定となっておりますので、そちらも併せてご確認ください。

5 お問い合わせ

ご不明な点等がありましたら、別添「実施日時及び会場」に記載の〔照会および連絡先〕までお問い合わせください。

以上